

# Weekly Accounting Review

2009年6月24日 (No.012)

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部

会計・監査・税務に関する最新情報をお送りします。

## 【今週号のトピック】

- 会計／「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」に対する意見について
- 監査／日本監査役協会 有識者懇談会の主な資料及び議事要旨の公表について
- 税務／「2010年度税制改正に対する日本公認会計士協会の意見・要望書」について

## 1. 「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」に対する意見について（6月19日）

2008年12月19日に国際会計基準審議会（IASB）から、「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」（[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/iasb/ed/20081219.pdf](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/ed/20081219.pdf)）が公表され、日本公認会計士協会及び企業会計基準委員会は、「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」（以下「DP」という。）に対する意見を提出しました。

[http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/iasbfasb.html](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/iasbfasb.html)

[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/international\\_issue/comments/20090619.pdf;jsessionid=D22BE562BBB89A9FB12C2EC651D3D242](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/international_issue/comments/20090619.pdf;jsessionid=D22BE562BBB89A9FB12C2EC651D3D242)

### (1) 日本公認会計士協会の全体的コメント

#### ① 現行実務との相違点に関する分析

DPにおいて示されている事例が少なすぎるため、現行実務との差異が生ずる取引が明確ではない

#### ② 契約に関する曖昧さが商慣習として存在する場合の取扱い

明示されていない合意事項についてどのような要件を満たしていれば、当該合意が事実上なされると判断できるのか、具体的要件を示すことを求める

#### ③ 支配の移転時期に関する曖昧さ

DPにおいて示されている事例が少なすぎ、DPで示されているモデルを採用した結果、現行のアプローチの欠陥がどう解消されるかが判然としない

#### ④ 権利の測定

DPにおいて権利の測定方法について予備的見解を表明していないので、それについて検討するにあたり、貨幣の時間的価値、対価の額及び対価の回収可能性に関する不確実性を権利の測定の局面でどのように反映するか、収益認識と関連するか否かについての慎重な検討を求める

#### ⑤ 収益認識に係る見積値の使用

見積値の使用を認めるとしても、その使用は限定されるべきである

### (2) 企業会計基準委員会の全体的コメント

#### ① 当初取引価格測定アプローチは必須

- ②履行義務測定の目的は再検討すべき
- ③履行義務の再測定は行わず、履行義務とは別個の負債を認識の方が望ましい
- ④支配の移転の意味の明確化
- ⑤工事進行基準の維持

#### ショート・コメント

D Pは業種にかかわらず一貫して適用可能な単一の収益モデルを開発することにより、IFRS と米国会計基準双方の現行のガイダンスを改善し、さまざまな業種や国々の財務諸表の比較可能性を大きく改善することを目的としております。

## 2. 日本監査役協会 有識者懇談会の主な資料及び議事要旨の公表について（6月15日）

日本監査役協会は有識者懇談会の主な資料及び議事要旨を公表しました。

<http://www.kansa.or.jp/news/index.html#news090615>

こちらには2008年3月31日から2009年3月26日の有識者懇談会、2008年3月21日から2009年1月28日までの同運営委員会の主な資料及び議事要旨が掲載されております。

主な議題としては（1）コーポレート・ガバナンス（2）大規模第三者割当増資（3）会社法と金融商品取引法の問題（4）監査役機能の実効性確保のための検討すべき事項などが挙げられます。

## 3. 「2010年度税制改正に対する日本公認会計士協会の意見・要望書」について（6月19日）

日本公認会計士協会は常務理事会にて「2010年度税制改正に対する日本公認会計士協会の意見・要望書」を承認しました。

[http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/22\\_3.html](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/22_3.html)

主要な要望及びその趣旨は以下の通りとなっております。

### **（1）法人税**

- ①会計基準の国際的統一化に対応し、損金経理要件を中心とする確定決算主義の在り方の弾力的見直し  
⇒会計基準が今後国際財務報告基準（IFRS）に統一化されることに伴い、税法基準を考慮することなく会計処理を行うことで、企業が税務メリットを享受できなくなること又は税務メリットを享受するために企業会計を歪める問題が発生することを防止
- ②賞与引当金・退職給付引当金を税務上も認めること  
⇒過去に財源確保を理由に賞与引当金・退職給付引当金の規定が廃止されたが、両者は企業の財政状態及び損益状態に与える影響は大きく、法人税法上の課税所得と会計上の利益が乖離する大きな要因となっているため
- ③特殊支配同族会社の役員に係る給与所得控除額相当額の損金不算入制度の廃止  
⇒役員給与は資金流出が伴うものの、役員給与に係る給与所得控除額を課税所得に加算することは、担税力の裏付けを伴った所得への課税を基本理念とする法人税制度と整合しないため
- ④法人税法の改正に当たって、会計基準を十分に尊重すること

⇒企業会計の基準によって求められる期間損益の額は、企業の実態を表す指標として最も妥当であるため、会計と税がいたずらに乖離することを防止し、実務を簡素化するため

⑤受取配当金を全額損金不算入とすること

⇒同一課税に対する二重課税の防止

## (2) 消費税

消費税の各種届出書について、提出期日を申告期限の末日まで延長すること

⇒消費税の各種届出書の提出期日が課税期間の開始日の前日までとなっているものが多数存在しており、課税期間において課税方式等の変更を行うことができず、納税者の混乱を招く事態が起きることを防止

## (3) 税制一般関係

税制改正内容を、税制改正大綱公表前に広く一般に公開し、意見募集を図る機会を設けること

⇒具体的な改正内容が明らかにならないまま、税制改正が行われることを防止

### ショート・コメント

上記以外に日本公認会計士協会は

- ・貸倒処理における税の判断基準を企業会計に合わせること
- ・資産除去債務に係る費用の損金算入
- ・事業税及び事業所税の発生事業年度の損金算入
- ・固定資産の減損損失の損金算入

等々、多くの意見・要望をまとめております。本意見・要望書は関係方面に対し要請等に応じて、速やかに提出される予定です。

#### 【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部 公認会計士 橋本 卓也

Tel:03-5573-4661 / [t-hashimoto@esnet.co.jp](mailto:t-hashimoto@esnet.co.jp)